

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項(令和7年4月)」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス(独自)	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。
2	A 2 : 訪問型サービス(独自) A 6 : 通所型サービス(独自)	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」 の 「B : 加算 (1)」 「C : 加算 (2)」 「D : 加算 (3)」 「E : 加算 (4)」 「F : 加算 (5)」 「G : 加算 (6)」 「H : 加算 (7)」 「J : 加算 (8)」 「K : 加算 (9)」 「L : 加算 (10)」 「M : 加算 (11)」 「N : 加算 (12)」 「P : 加算 (13)」 「R : 加算 (14)」 を廃止	既存届出内容が今回の廃止対象である場合に新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。 (注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。